# 令和5年第5回にかほ市議会定例会会議録(第3号)

1、本日の出席議員(15名)

1 番 髙 橋 利 枝 3 番 佐々木 正 勝 5 番 齋 藤 雄 史 7 番 齋 藤 進 10 番 小 JII 正 文 佐 12 番 藤 直 哉 佐々木 春 14 番 敏 伊 16 番 藤 竹 文

2 番 齌 藤 光 春 4 番 宮 崎 信 6 番 齍 藤 聡 9 番 佐々木 平 嗣 番 佐々木 孝 11 佐々木 男 番 13 春 15 番 也 森 鉄

- 1、本日の欠席議員(なし)
- 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 阿 部 和 久 次 長 加 藤 潤 班長兼副主幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市川 敦 雄 次 教 育 長 小 袁 総務 部 長 企画調整部長 佐々木 俊 須 奈 田 美 (危機管理監) (地方創生政策監) 市民福祉部長兼市民課長 農林水産部長 佐々木 修 智 成 池 田 商工観光部長 幸 建設部 長 原 田 浩 斎 藤 和 教 育 次 喜 仁 防 長 佐. 藤 消 長 四 部 光 弥 会計管理者 齋 藤 稔 総 務 課 長 齌 藤 邦 総合政策課長 髙 橋 寿 財 政 課 長 齌 藤 真 紀 観 光 課 長 今 野 伸 福 祉 課 長 佐々木 美 佳 千 長寿支援課・地域包括支援センター長 齌 藤 恵 美 建 設 課 長 竹 内 尋 学校教育課長 菱 ĮΙΧ 宏 記

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和5年6月9日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

## 午前10時00分 開 議

●議長(宮崎信一君) ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立 します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに2番齋藤光春議員の一般質問を許します。2番齋藤光春議員。

#### 【2番(齋藤光春君)登壇】

● 2番 (齋藤光春君) 2番齋藤光春、一般質問を行いたいと思います。通告書に従いまして行います。

これは、地元商業の活性化を図るためにということと、また、生活弱者への支援についてということ、二つに市政の問題をお聞きしたいと思います。

大きな1問、市内商業活動の活性化についてであります。

新型コロナウイルス蔓延による経済活動の低迷で、各事業所、特に零細または小規模事業所の経営継続が危ぶまれましたが、国による経営継続支援対策等により辛うじて廃業危機が回避された企業・事業所もあります。また、コロナ感染症の抑止対策により経済活性化の回復も見られてきました。しかし、コロナ禍における経営継続のためにとられた融資事業により一時的には持ちこたえられたものの、返済時期が来ていることから、資金繰りに苦労している事業者・経営者もいると聞いております。

様々な世界情勢の影響により輸入資材高騰などの要因による物価上昇、公共料金値上げなど、いまだに以前のような経済の安定化が図れない状況であります。家計の支援策として、国では各企業に対し賃金アップの要請は行っているものの、本市に所在する企業にとって従業員の賃金アップは、一部の大手企業を除いては大変厳しい状況にあるというのが経営者の本音のようです。新型コロナによる世界的経済の低迷、コロナ抑止対策費や経済支援等により普通国債残高が1,000兆円を超えており、財政基盤の安定を図るために税制改革も検討されています。

このような状況の中、消費者のスーパーマーケットやコンビニ、インターネット等でのオンラインによる購入などの台頭により、本市の長年地元に寄り添った事業を展開してきた旧三町の商店街、商業やサービス業では経営が難しくなり、廃業せざるを得ない店舗も出てきているようです。

そこでお伺いいたします。

- (1)であります。第2次にかほ市総合発展計画、後期基本計画でありますが、ここにおける「市内商業活動の活性化支援」の課題解決のための「施策の進め方」と「主な取り組み」について書いてあります、それについてお伺いします。
- ①「商工会と連携し、地域商業の活性化を目指した活動を支援」において、昨年度の各集客イベントの開催支援の回数とそれぞれの集客数はどれくらいあったのか。集計資料を提示の上、お願いいたします。
- ②「商工会や金融機関等と連携し、円滑に経営を続けるための各種助成制度等による支援」というのがあります。その中の伴走型支援の助成の内訳を集計を提示の上、お願いいたします。
- ③「商工会等と連携し、中小事業者の経営基盤強化及び改善、事業承継等への支援」で、商工会との連携についてのどのような話し合いが行われてきたのか、お伺いいたします。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) 改めまして、おはようございます。

それでは、齋藤光春議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、1番の(1)、(2)につきましては担当の方でお答えをさせていただきます。

- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) それでは、1の(1)の①についてお答えいたします。 令和4年度の実績についてです。資料をお配りいたしておりますのでご覧願います。

1ページ上段からです。一つ目として、にかほ出前商店街振興会が行っております出前商店街事業であります。毎年、市内の自治会館等で開催されており、昨年度は新たに杉山会館、象潟公会堂を加え、計14か所において延べ505人が来場されております。

なお、この事業に対し、市では事業費の2分の1、上限20万円を補助いたしております。

二つ目として、にかほサービス店会が行っておりますサービス店会事業でございます。資料は1ページ中段です。R4年度実績と書かれた部分をご覧願います。例年、集客を図る事業として、①春の売出し事業、②中元大売出し事業、③TDK硬式野球部全国大会出場記念事業、④秋の売出し・キャンペーン事業、⑤年末大売出し・大抽選会などが開催されております。ご質問に沿った集客人数とは限りませんが、定量的な実績数は業記載のとおりでございます。

なお、市では事業費の4分の1、30万円を上限として補助いたしております。

そのほか資料に記載のもののほか、商店街等の組織が実施する、にぎわい創出を目的とした事業を支援する商店街活性化事業補助金などの制度もございますが、コロナ禍により昨年度の実績はございませんでした。

続いて、②についてお答えいたします。

まず、ご質問にあります第2次にかほ市総合発展計画、後期基本計画に記載しております伴走型 支援について少しご説明をいたします。

これは、にかほ市商工会が国の制度、伴走型小規模事業者支援推進事業を活用し、令和元年度から令和5年度までの5年間取り組んでおります、にかほ市商工会経営発達支援計画に位置付けている伴走型支援の各種取り組みのことを指しております。小規模事業者の持続的発展や事業承継支援、創業者支援を推進するため、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動した事業を展開するものであります。助成内容は先ほど申し上げました、にかほ市商工会経営発達支援計画による伴走型支援の取り組みに対するものでございます。

ご質問の伴走型支援の内訳について、主な事業を資料の1ページ下段から4ページに掲載しております。

最初に1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。商工会経営発達支援計画事業補助金と記載しておりますが、これは本計画を円滑に進めるため、商工会が雇用するIT推進員1名分の人件費に対する助成であります。人件費の3分の2に当たる80万円を助成しております。IT推進員は商工会員向けに無料ホームページ製作ツールの導入支援を行っており、昨年度の実績は43社のホームページの新規作成とリニューアルを支援しております。

次の創業塾開催事業補助金としては、対象経費の2分の1、上限25万円を助成しております。昨年度の受講実績は9名で、そのうち5名が既に創業もしくは創業に向けて事業計画を策定しております。

なお、この創業塾を受講した方、あるいは商工会による事業計画策定支援を受けられた方は、資料の2ページの中段にあります市による創業チャレンジ補助金事業の助成対象とするなど、新規の創業を市と商工会が連携してサポートしております。

また、2ページ下段から4ページにかけての三つの事業のうち大半は、市と商工会が連携して、 基幹産業であります製造業を対象に、県外の産業集積地への研修視察やビジネスマッチングへの参加などを一緒に行っている事業です。助成の内訳は、それぞれ記載のとおりです。

続いて、③についてお答えいたします。

市は、②で申し上げました、にかほ市商工会経営発達支援計画の推進委員会の委員として参画しております。同様に商工会成長プラン、にかほ市商工会アクションプログラムにおいても、評価委員として市から参画いたしております。また逆に市が主催する中小企業振興条例推進会議では、商工会職員も事務局側の一員となり、中心的な役割を果たしております。これらの会議体をベースに、伴走型支援に対する様々な意見交換や事業提案、施策実施の際の機能分担、共同で開催する事業の企画立案など、連携して実施していくための話し合いを日頃の業務の中でも行っております。

商工会との連携についてどのような話し合いが行われてきたかとのご質問ですが、連携のあり方 そのものをテーマにした話し合いとしては特段行われておりません。連携して施策を実施していく ための話し合いの具体例という形で若干申し上げますと、市内の経済動向に関する幾つかの調査及 び分析結果の共有、特にここ数年間はコロナ禍や物価高騰による小規模事業者への影響調査を双方 の立場で実施してまいりました。それらに基づく課題共有を図り、経済対策や消費喚起策、事業者 支援策の企画立案と協力体制につなげてまいりました。また、商工会が行うにかほ創業塾や、創業計画策定支援から市が行う創業者向けの補助事業、創業チャレンジ補助金事業までの連携の構築のほか、事業承継の個別案件について専門の中小企業診断士を交えた進捗状況の共有などを行っております。そのほかにも市と商工会とは様々な局面で連携を図りながら施策を実施してきております。以上です。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番 (齋藤光春君) この経済活性化に関しましては、当然もう商工会だけとか、それから市だけとかも、その考え方で進めるべきものではないし、連携とりながらやるべき問題だと思います。 それで今いろいろコロナ禍で様々な問題が起きてきていると。それで、できなかったこともある

ということなんですが、イベントや集客等による事業に関しては、これからきっとコロナもある程 度抑圧されたことですし、また進んでまいると思います。ただ、この間にですね、コロナ禍の間で きなかった間に、やっぱりそのアフターコロナの後、ウィズコロナの後どのようにやるかというよ うな話し合いっていうのは当然なされたと思うわけなんですけども、先ほど創業塾というのでも進 めて何人かがやられてるということで、私も商工会の方に訪ねましてですね聞いてみたところ、 ちゃんと統計がとってあったようです。ただしこれは、商工会の会員として入っていて把握してる というようなことで、平成29年から令和4年までの創業者数っていうのが34名ということです。た だ個人で商工会に入らなくて創業してるのもいるらしいので、そちらの方は把握できないと。それ は恐らく税制の関係ありますので、市の方で把握してることと思います。そのうちですね、先ほど 言われました創業塾の受講者、そこから出た方が平成29年から令和4年までの間に事業者11名なん そうです。それ、じゃあこの間に、この方たちは今も継続してますかということで質問したんです が、そのときに商工会の方では、きちっと指導、助言、追跡もしておりますので、この11名はいま だかつて創業を続けているということのようです。だからそういうのはどんどん市の方でもですね 調べて、せっかく頑張ってる方っていうのは活性化につなげるようなですね支援をしていったらい いかなと。これは多分商工会でやるべきなんで、支援金とかっていうのは商工会の方にあげること だと思いますが、そのほか、例えばこれは商工会のデータなんですけども、事業者、創業者がいて、 まだやってきている、続けているというようなデータは持ち合わせていますでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) 先ほど私の答弁の中で、具体の――あ、それについては事業承継についてでした。申し訳ございません。

把握しているものもございますが、と申しますのは、市のチャレンジ補助金を活用されようとするときには、必ず双方の把握であったり連携が必要であることから、そういった方々については把握いたしておりますが、市の事業にかかわらない方も恐らくいらっしゃると思いまして、全ての個人情報をそのまま市が把握するというところまではいってございません。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 前にも私質問したときに、個人情報等の問題で把握できないというような 回答も前回の一般質問のときにありましたけども、別に個人的な情報を流してくださいっていうこ

とではなくて、例えば傾向を見るためにこういうような動向がありますよということは把握しておいても結構なんじゃないかと。これもただ市だけでできることではないので、それこそ商工会あたりと連携とりましてですね、やっぱりどういう状況なのか、商業地域っていうのはどういう状況なのかということを把握しておいた方が今後の活性化の対策にはつながるんではないかと、そういう意味で私申し上げているわけですので、そこら辺のところ、もっと商工会と連携をとってやれればいいことではないかと。

実はですね、いろいろ全国の、それからまた県外のあれを調べたところ、秋田市あたりの商工会は秋田市と、その商工関係の担当部署とですね、いろいろ相談しまして、地域ごとに分かれて、例えば市内の何ですか、駅前あたりとか何とか町とかという、そういうような商店街のところといろいろですねヒアリングをしながら、どういうような対策を立てていったらいいかというような創生プランを持ってるようです。うちの方でも、旧3町でいきますと、はっきり言いまして象潟町駅前商店街ってほとんどなくなってます。もう虫食い状態で、数がもう数えるくらいしか残っておりません。大変な状況になってます。で、金浦町は以前からもう商店街ないんですが、ぽつぽつと外から入居された方たちのお店が1軒でも2軒でも3軒でも出てきてる状況です。まあそういうせっかく頑張ってる方たちを支援するというのは、商工会だけでなくて市の方でもいろいろ連携とられたらいいんじゃないかということなんです。で、象潟町の方はどっちかというと大型のコンビニとか、それからスーパーが中心になって、駅前周辺の商店街っていうのは非常にもう寂しい状況になっております。だからそういうところもじゃあどうしたらいいのか。じゃあどういうようなまちづくりしたら商業の活性化になるのかということももっとお互いに検討されてしかるべきじゃないかと。先ほどいろいろ情報交換やってる、話してるということなんですが、そのような意見交換はなかったものでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) 様々な論点から、あるいは角度から話し合いはいたしておりまして、そういった中で商店街のいわゆる衰退と申していいのか分かりませんが、そういった課題については何度となく話し合いはしております。ただ、現状ですね、それを全て打破するような解決策と申しますか、そういったところもその具体策が今双方で確認し合っているかと申しますと、そこまでは至っておりません。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 商工会のこの問題については、どこの市町村も同じです。だからいずれまちづくりということにもつながりますので、市の方でどのようなまちづくりをしていくかということも大きな問題になります。それから、大きな大型店なんていうのはほかのところ、郊外型になったり、それから、ある都市ではまちのど真ん中にそういう大きなものを持ってきて、周りの商店と一緒に開発していくというような取り組んでる市もありますので、ぜひですね、そのようなこう同じ起業する企業が来た場合、郊外だけとか、どっか遠くのとこにぽつんとやるよりは、点ではなくて面になるようなまちづくりといいますか、商工会の活性化ということも考えて施策をやられたらよろしいんじゃないかと思いますので、これは商工会との今後の何ですか、連携を期待するところ

であります。

(2)番に移ります。

令和5年度予算において、地元商業活動の活性化を目的とした、にかほ市商工会が継続的に事業 展開してきた「プレミアム商品券」に対する助成事業費が計上されていないのは、これはなぜなの か教えていただけますか。

- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) それでは、(2)のご質問につきまして大きく二つに分けてお答えいたします。

一つ目の理由といたしましては、さきの3月定例会予算特別産業建設小委員会の質疑において齋藤議員から全く同じご質問がございましたので、その内容を全く同じく繰り返しになりますが、以下です。

令和5年度の一般会計予算の編集作業において、最初の各課からの予算要求段階では歳出総額が 歳入総額を大幅に上回ってる状況でありました。そのため、商工会に対する補助金だけではなく、 市が直接行う事業も含めて全ての分野で、特に財源の裏づけがない事業については歳出の見直しに よる削減に努めております。商工会によるプレミアム商品券事業につきましても、これまでも実施 してきた事業だからといって必ず予算が措置されるというものではありませんので、ご理解をいた だきたいと思います。

二つ目の理由といたしましては、これは前回のものではないです。二つ目の理由といたしましては、昨日、齋藤雄史議員からのキャッシュレスサービス還元事業を行う考えはないかとのご質問に対する市長の答弁と同様の考え方によるものであります。

商工会によるプレミアム商品券事業は、地元消費喚起を促進するものとしてこれまで行われてまいりました。しかしながら、誰が行うかとか、どのような方法で行うかというのはあくまでも手段の一つであって、この場合の目的はあくまでも地元消費喚起による経済対策でございます。にかほ市では、コロナ禍以降、国の臨時交付金を有効に活用し、適時適策を講じてきております。本件については、今年3月ににかほ市商工会に対して、国の交付金を活用した方向性が固まり次第、経済対策を講じていくので、市の自主財源による従来の消品券事業については予算を計上していないことを説明し、理解を得ておりますので、その点をご理解願います。

なお、これも昨日の齋藤雄史議員の一般質問で市長が述べさせていただきましたが、今、急所となっているのはエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者と捉えるべきと考えております。それを踏まえ、経済対策としてどのような事業が適時適策か、商工会等との情報交換も行いながら検討を重ねているところです。遅くないタイミングで、国の交付金メニューである電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した支援策を講じてまいります。

1の(2)についての答弁は以上です。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 前回の委員会でのお話、皆さんにお聞きしていただきたいと思い、あえて質問いたしました。そのとき一つとして足りなかったのが、私がこの地元への還元っていうことで、

プレミアム商品券、地元への地産地消でお金が落ちるんじゃないかといったことに対して、このプレミアム商品券でなくて、その成果という、前に言ったこういうような事業の成果というのは、何ですか、クーポン、要するにスタンプでのクーポンによるものが大きいという確か回答があったようですので、これも地元への商業者への還元ということであれば、お金幾らでも還元されてるという私は考えるのですが、いかがでしょうかという一点。

それから、今までもこのプレミアム商品券に関しては、国の交付金の決定に従って補助してきた のかということ、2点お伺いします。

- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) 一つ目のご質問、ちょっと私ご理解できないので、もう一度、私が分かりやすいようにお願いします。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 今まで続けてきたから必ずしも、この何ですか、事業費はやるんじゃないということをお話し先ほどされました。それから、財源の裏づけがないというようなことでもいろいろ、大幅に各課からの財源の何だ、要請があったので、これは抜けたという話をお聞きしましたが、今までずっとこれの地元への商品券での購入っていうのは還元してるんではないかと私は考えるわけで、地産地消に一番あるんじゃないかと思います。そのときに、そういうプレミアム商品券に関しては、コロナ禍でですね、何でしたっけ、クーポンありましたよね、スタンプで。おでかけレストランですか。ああいうときのお金のことが効果的だったっていうことなのでっていう話だったっていうこと一つです。それから、今、交付金が決定されなければこれはやれないという、プレミアムの方のことで、その何だ、予算としてとれないということで商工会に納得してもらったっていうことなんですが、今までもこの国からの交付金の当てめいた交付の仕方をしてきたのかという2点です。
- ●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(斎藤和幸君) 二つ目というか最後のご質問について、よく分かりました。過去においては、いわゆる自主財源で商工会が主催するプレミアム商品事業を行ってといいますか、支援してまいりました。過去にも大型の景気対策等行われた際に国の財源を活用した例はございますが、平時においては市の自主財源で行っております。

今般、先ほど申しました理由により市の歳出の縮小に努めなければならない反面、国の交付金が計画されている実情であれば、当然ながらそういった財源を活用して、しかもさらに効果的な――まあこの場合の効果的なというのは、何をというよりは規模の大きい事業を行うことができますので、むしろ自主財源で小さい事業を行うよりも、国の交付金を活用して、より広く行き渡る事業を行った方が効果的でございますと、そのように考えておりますので、交付金、まあ今回については交付金を活用したものとさせていただきます。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) そのような効果的なですね使い方といいますか、いろいろまあこれでやめますけども、もっともっと効果的なですね活性化に関するこういうような事業に対する支援とか、

それからお互いに担当課と、それからこういう担当団体との話し合いをしながら事業を進めていっていただければということで話しさせていただきます。

その中でですね、もう一つがあれです、この商工関係ですね、もう経済活性化というと一番ちょっと調べてみたんですけども、一番なのがですね、やっぱり活性化に向けてどこでも言ってることが後継者不足と人口減少っていうのが非常に大きいということが言われています。まあ本市も一緒に違わずみんなそういうことで、やっぱり人口減少がやっぱり一番だと。それから大型店の出店による、その何ですか、地元の小さい商店街離れというなんですけども、これは時代の流れで仕方がないとは思いますけども、ただ細々ともですね頑張ってる事業者もいます。それから、やっぱり足がない。要するに、お年寄りとかですね経済の生活困窮者にとっては、地元の商店というのも非常に大切な部分だということも言われておりますので、その辺のところのですね支援というのは自分たちで自助努力が必要かとは思いますが、その辺のことで商工会等との話とかっていうのは、それからどのような支援をしていったらいいのかとか、それからその動向ですね、地域の象潟、金浦、それから仁賀保の商店街の皆様との話し合いといいますか、どうしたらいいのかということは話しされてるものか、お聞きいたします。

●議長(宮崎信一君) 商工観光部長。

●商工観光部長(斎藤和幸君) ちょっと断片的なお答えになってしまうかもしれませんが、いわゆる事業承継につきましては、本当に大きな今後課題になってくるものかと思われます。何ていうかマクロ的に全体的にどうしたらいいかというところというのはなかなか難しいところはございますが、個々の事例においては、商工会さんの方でいわゆる中小企業診断士の方、まあそれ事業承継にすごい明るい方、そういった方と連携しておりまして、で、実際に事業承継を、後継者、家族内の後継者の方に事業承継をされた事例もございますし、あるいは小規模であってもM&Aという形、つまりまあいわゆる第三者から事業を引き継いでいただくという事例もございます。それから、まあ事例は少ないんですけども、市内であるのは二つの事業者がお互いのいいところを生かして一つの事業として行っていくという、まあ継続の仕方、これも実施した例がございまして、そういったことについては、まず共有しておりますし、で、どちらかというと商工会さんが、ちょっと言葉しっかり覚えてませんが、事業引き継ぎセンターですか、そういった県の関連の県レベルの組織、そういったとこと連携しておりますので、その専門分野について、主に商工会さんの方に我々の方も橋渡しをするケースが多いのですが、そういった形で連携して進めております。

で、後半の商店街については、その商店街の事業承継のあり方っていうのは、ちょっとそれをテーマにしたことはございませんけども、幾つか私の方で、市の方で提案と申しますか、してますのは、商店街についてもこのままで今の状態を事業承継されても、形態が変わらなければ発展につながることは難しいんじゃないかなということで、少し商工会さんにもお話してるのは、地域の課題に寄り添った形での地域課題の解決と一緒になったその地域の商店街で、かつ、それが地元にお金が落ちる仕組み、そういったことを真剣に考えていかなければならないんじゃないかというようなことをお話はしております。で、他県で実際にそういった取り組みについて取り組んで、まあそれなりの成果を収めているところもありますので、そういった先行事例を参考にして地域課題解決型の商

店街持続という形で、形もやはり変えていかなければならないんではないかと思っておりますし、 これからもそういったことで共有と一緒にこう勉強してまいりたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 今おっしゃられたとおりですね、やっぱり商店街の方、人も少なくなってくる、それからもう衰退で大型店の出店等での比較した場合の、買いに行きたくても業種不足で行けないとか、1か所のその大型店に行けば全部揃ってるとか、あとはそういう組織がどんどん会員が減ってきて、商工会の組織力の低下がしてるというところもひとつあると思います。ただしこれは、また各自治体のまちづくりというところの重点でも、例えば今までは何ですか、鉄道の駅周辺が中心でしたけど、ちょっと郊外に移るとか、そういうふうなところも大きくかかわってきますので、今後そういうものを含めた商店街とかですね、経済活性化ということも一緒に話されたらよろしいんじゃないかと考えておりますので、そこら辺のとこも今後検討をお願いいたします。

それから、(3)に移ります。

本市の観光資源を活用した観光関連事業振興について、市長の考えを伺います。

- ①本市をPRするためのキャッチフレーズ等は何か考えているのか。
- ②観光拠点センターの存在意義をどのように考えているのか。観光拠点センター「にかほっと」ですね。
- ③道の駅は「休息機能」「情報発信機能」「地域との連携機能」を併せ持つ施設とされています。 その中で、地産品のPRと販売促進に寄与できる最適な施設と言えるのでありますが、「ねむの丘」 に出品している地元業者の数は何社くらいか。また、地産品のPRへの配慮はどのように行ってい るのか。
- ④観光関連事業振興には観光協会との連携が重要と考えますが、低迷している観光関連事業の検 証と改善策について、同協会とはどのような協議がなされているのかお伺いします。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

# 【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、1の(3)について①からお答えをさせていただきたいと思います。 まずは、本市をPRする一つの手法としてキャッチフレーズも有効なものと私も考えております。 超人ネイガーとの事業で活用しているフレーズ「ゲンキリチャージ」もキャッチフレーズの一つと 言えると思います。キャッチフレーズ等に関しては、観光関連だけではなく、市としてのPR、シ ティプロモーションとも関連付けていくものでもあり、現在そのあり方などを部署横断的に協議検 討しておりますので、そういった場面で併せて考えてまいりたいと考えているところであります。

次に、②についてです。

本市の観光振興の中心的役割を担っている道の駅エリアは、観光拠点センター「にかほっと」と 重点道の駅象潟「ねむの丘」が隣接していることからも、滞在型観光の一翼を担うものとして位置 付けをしております。昨年12月の定例会の答弁におきましても触れておりますが、観光拠点センター 「にかほっと」は、平成28年のオープン以来、秋田県の玄関口として、または環鳥海の観光拠点と して、利用者数においてはコロナ禍前は約67万人で推移しておりましたが、飲食店、農水産物の販 売のほか、オープンスペースを活用したフォーラムやイベント、コンサートなども多数開催され、新たな交流人口の創出が図られてきたところであります。また、観光協会による総合案内や鳥海山・飛島ジオパークの拠点としても位置付けられ、役割を果たしているものと評価をしております。昨年度の全国道の駅満足度ランキングにおいて、道の駅「象潟」が上位9位にランクされましたが、これについても集客やにぎわいといった人の流れの創出において観光拠点センターが大きく貢献しているものと考えております。

今年度に入り、全国的に行動制限がなくなったこともあり、市政報告でも述べましたように人の流れ、にぎわいが戻ってきておりますので、「にかほっと」出店者のほか、関係団体とも協力しながら、ますます利用されるような魅力的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、③についてです。

今月の1日現在の数値になりますが、個人で卸している方も含めて市内の68事業者との取引実績となっております。地元産加工品等の取り扱いについては、お客様の一番目につく会計レジ前の陳列棚に主に1個売りから対応できるものを集約配置替えしたことにより、補充の回転が促進され、好評のようであります。土産物をはじめ、イベント開催なども含めた情報については、SNSでの情報発信をしており、特に新規取扱い商品や農産物の入荷情報については、最新の情報に都度更新しながら対応をしております。このほかにも、市外・県外で開催されるイベント等での出張販売にも積極的に出向き、地元産の商品を中心とした品揃えで対応しているところであります。

こういったことからも、地元産の商品に関しましては、当然のことながら他の商品等とは差別化 した取り扱いをしており、地元生産者に配慮したPRを行っているところであります。

次に、④についてであります。

観光関連事業においては、市や観光協会が主体となって実施するもの、実行委員会組織等が実施しているものなど多岐にわたっております。市や観光協会は、事業の大小にかかわらず大半の事業にかかわっており、予算編成から事業実施、終了後の決算までの一連の流れにおいて、情報の共有が図られております。事業の終了後においては、その振り返りや改善案の洗い出しなど、次につなげるために関係者が集まる場で意見を出し合い、次年度へ反映させていくよう対応をしております。

一例を紹介しますと、集客促進を目的とした事業を観光協会や道の駅「ねむの丘」、地元任意団体が個別で実施しておりましたが、昨年度事業終了後に行われた反省会において、もっと多くの方から訪れてもらうための方策はないかとの意見を受け、道の駅イベントと桜まつりを同日に共同開催するなど、具体的な事業内容の見直しにつながってきております。実際、今年度に共同開催したところ、桜の満開時期とは大きくずれ込んでしまったものの、約4,000人もの方々が来訪され、それぞれが単発で実施するよりも効果があったと感じております。今後、こうした集客促進事業等――まあイベントですが、については、見直しや検討を重ね、より有意義、効果的なものにしていこうと確認し合っているところであります。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 大変細かな説明いただきましたけども、いずれこれ「にかほっと」は観光 拠点センターなんです。そこに人を集めて、例えばあそこ飲食店あって、その方たちに集客すると

いう意味でつくられたものではありません。それから観光事業は、「ねむの丘」に何人来たではなくて、観光事業をやってる様々な観光スポットのあたりにお客さんを呼んで活性化、経済の活性化も図るものでありますので、「ねむの丘」とか、それから道の駅のイベントというよりも、もうちょっと大局的にですね物事を考えていくべきではないかと。よく事業はやられていますが、その辺のところの話は――ちょっと時間がなくなったんで簡単にお聞きしますが、観光協会とはそのようなことは話はなされているでしょうか。観光部長で結構ですけどもお願いします。

- ●議長(宮崎信一君) 市長。
- ●市長(市川雄次君) 観光拠点センター及び「ねむの丘」に人を集めるだけではだめだ。確かに そうだと思いますが、しかしながら、まずは観光スポットに人を集めないことには人の流しようが ない。で、その後の流れについてはどのような話し合いが行われているかは担当の方でお答えしま す。
- ●議長(宮崎信一君) 観光課長。
- ●観光課長(今野伸二君) それでは、お答えさせていただきたいと思います。

観光協会とは、そういった大局的なとか、何ていうんでしょうね、「ねむの丘」と争うような、まあ言葉ちょっと悪いんですけども、そういったものの考え方の打ち合わせ等はしておりません。どちらかというと、やはり道の駅エリア一帯で人を呼ぶためにはどうしたらいいんでしょうかというような話し合いはさせていただいております。で、その結果、先ほどの答弁にもございましたけれども、イベントやったり、まあ主にイベントなんですけども、集客促進を目的としたイベントについては、一人でも多くの方から来ていただけるようなものにしていきたいというようなことでですね、道の駅のエリアをやはり集客促進にするための一つの中心的な意味合いの中でもっと盛り上げていきましょうというようなことでですね開催させていただいたということで、先ほど答弁の方で紹介させていただいたところです。以上です。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番 (齋藤光春君) 私の言い方が悪かったかもしれませんけども、観光スポットというのはいっぱいあるわけですよ。三崎公園とか様々なとこあるんで、そっちの方への観光の誘客も大局的に考えてくださいっていうことを申し上げたつもりです。ですから、今後ともそのようなことで観光協会と協議されたらいかがか。

それから、先ほどお話ありましたが、道の駅の方で、その何ですか、地元の業者への配慮ということが言われてますが、まず皆さん行ってみてください。ここはにかほ市のぼーんとその産物ですよみたいな、こうやってアピールするんでよろしいんですが、そこら辺とこもうちょっとやっていただいた方が、むしろ何ですか、地元の業者さんにとって地産品ですよというようなことはできるんじゃないかと。というつもりでどこまで考えてますかということを話しさせていただいたんで、ちょっと時間ありませんので次に移らさしていただきます。

二番目です。社会的弱者への支援対策について。

前述のように、物価高騰や公共料金の値上げ、子どもの政策予算倍増に向けた国庫財源の確保の ための社会保険料へ上乗せの検討などにより、低所得者にとってますます日常生活は厳しくなるこ とが予想されます。

そこで伺います。

(1)既存の公営住宅、特に昭和期に建設された物件に関する整備について以前も議会において質問しましたが、今後建設が予定されている若者支援住宅とは格差が大きい状況です。公営住宅の整備には「施策の進め方」「主な取組」等がございますが、入居者は低所得者であり、物価高騰や公共料金の値上げなどにより家計がさらに厳しくなっている現状です。浴室のシャワーを造ろうとしたら何十万もかかるということでしたので、まあこれは見送ったというようなお話を伺っております。若者支援・子育て支援に、公営住宅に入居している社会的弱者のために同様にですね、「快適な環境づくり」をするために設備の整備、もしくはこれに対する支援ということは考えないか伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) 大きな2番の(1)については私の方でお答えをさせていただきます。(2)については担当の方でお答えをさせていただきます。

では(1)ですが、公営住宅は、持ち家がなく住宅に困窮している低所得者に対して、低廉な家賃で 賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、公営住宅法にのっとり 整備運用しておるところであります。

住宅の建築に当たっては、国土交通省からの補助金等、補助金交付を受けるため、同省で定める 補助対象の標準建築費等を遵守する必要があり、上限まで利用した上で建築をしてきているという ものであります。この標準建築費等は、その時代の社会情勢等により変更されてきており、立石団 地が建築された頃はシャワー設備は補助対象外とされておりました。

一方、入居者が支払っている家賃は、公営住宅法で近傍同種の住宅の家賃以下、いわゆる民間アパート等の市場家賃以下で市が定めることとされており、家賃決定の際には入居者の所得状況に応じて収入分野別に家賃算定を行っております。加えて、現状の維持管理や修繕工事といった費用についても、入居者からの家賃収入と市の一般財源で対応をしております。これらのとおり住宅に困窮している低額所得者の方々に対しては、低廉な家賃で公営住宅を賃貸することで既に実際の生活支援を行っております。

入居者が求めるエアコンやシャワー、インターネットなどの住環境については、模様替えの届け 出を行ってもらい、退居時に現状復旧することを条件に自己負担で対応していただき、おのおのが 住みやすい環境づくりを行ってもらっております。

仮に、議員からご提案いただきましたように、市がこれらの設備改修や整備することになると、 公営住宅全体での大規模補修工事に該当し、公営住宅法の規定にのっとり家賃指定の基礎となる建 築工事費用が増額となり、ひいては現行住宅使用料の増加につながることとなります。これは低額 所得者への負担を強いることになり、必ずしも望ましいことではありませんので、大規模な施設改 修等は考えておりません。

また、入居者が個人で行うシャワー等の設備機器は入居者個人の所有物となります。繰り返しに

なりますが、公営住宅の運営自体が社会的弱者に対しての支援であり、さらに追加として個人所有 設備に対して市が支援することについては、検討をしていないところであります。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 時間ありませんので(2)は次回に持ち越しますが、いま一つ、これ、建設関係ですね、公営住宅っていうよりは、むしろ福祉というような考えでいただいて、例えば福祉へのこういう弱者への支援、それから障がい者への支援という形の補助金ということも考えたらいかがかということを最後にお聞きします。(2)の方は時間ありませんので次回にさせていただきます。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 社会的弱者に対してというお話でありますが、私の経験上、社会的弱者の ためには制度としては幾つものセーフティネットが準備されて、それが機能するように日々職員も 尽力をしているというところであります。

まあ先ほど質問の冒頭にありましたように、質疑通告書の中にありましたように、若い人たちにはそのセーフティネットが十分準備されていないと。まあ公営住宅の入居要件から見れば、単身であったり、ぎりぎりの収入であれば、減免されないという境界にいる人たちを救済したいというのが私の考え方です。そうなったときに社会的弱者と言われる方々については、まあ私としては最終的にはセーフティネット、最後のセーフティネット、生活保護、住宅補助というところによるカバーもありますので、そこら辺については、より社会的に準備がされているものというふうに理解をしていますので、議員がおっしゃるようなことについての現段階での助成制度、補助制度の創設については考えておりません。

●議長(宮崎信一君) これで2番齋藤光春議員の一般質問を終わります。 所用のため11時10分まで暫時休憩といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長(宮崎信一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。佐々木春男議員。

【13番(佐々木春男君)登壇】

●13番(佐々木春男君) それでは質問いたします。

初めに、1、教員の働き方改革と待遇改善をということで質問いたします。

文部科学省は、2022年度の教員勤務実態調査の結果を発表しました。全国的な実態調査は、6年 ぶり4回目です。全国の公立小中学高校計2,700校の常勤教員(教諭・校長・副校長・教頭)を対象に、22年8月、10月、11月、それぞれ7日間の勤務実態を調べました。10月、11月の平日の1日当たりの平均在校時間は、小学教諭が10時間45分、中学教諭11時間1分、高校教諭10時間6分でした。

小・中学校では前回の前回16年の調査より30分ほど減っていましたが、所定勤務時間の7時間45分を大幅に上回っています。担任する児童生徒数が多いほど、在校時間が長い傾向があります。2か月続くと厚生労働省の過労死認定の目安となる週60時間以上勤務の教諭の割合は、小学校が14.2%、中学校が36.6%。文科省は指針で残業時間の上限を月45時間としていますが、それを超えているとみられる教諭は、小学校で約65%、中学校で約77%になります。しかも、この時間外労働には給与が支払われておりません。

- (1)本市の状況について伺います。
- ①本市の教員の働き方の実態(労働時間、健康状態を含む)を市ではどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

また、②時間外給与の支払いと教員の定員の大幅増員が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、2、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけの問題点についてお伺いいたします。 あくまでマイナンバーカードの取得は任意とされてきたのですが、強制される事態になってきております。当初、カードの取得にポイントを付けるとか、マイナンバーカードの普及率と交付金とを関連付けて言及するなどの揺さぶりをかけ、さらには健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一本化を進める法案の審議まで進んでおります。一方で、マイナンバーカードをめぐってコンビニでの住民票誤交付、「マイナ保険証」の情報登録の誤りに続き、公金受取口座とのひもづけでも誤登録が判明するなど、個人情報流出につながるトラブルが続出しています。万が一、「マイナ保険証」に別人の診療情報がひもづけされ、誤ってひもづけされた医療情報に基づいて治療行為・投薬が行われれば、命にかかわる大問題にもなります。また、医療機関でも資器材の導入や患者への対応でも負担が多くなるという声も出ております。マイナカードを持たない人には、申請によって「資格確認書」、「資格証明書」とありますが「資料確認書」です。訂正いたします。「資格確認書」を発行するとしていますが、これまでの皆保険制度のもと、一定の時期に紙の保険証が送付されてきていたことから見れば、大きな政治姿勢の後退であります。

- (1)本市の状況について伺います
- ①本市におけるマイナカードの取得者数及び人口に対する取得率はどのくらいでしょうか。
- ②本市における医療機関の対応の状況はどうでしょうか。
- ③健康保険証情報の登録者数は何人か。
- ④マイナカードを持たない人に、申請によって「資格確認書」を発行することについての見解を お伺いいたします。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。

#### 【教育長(小園敦君)登壇】

●教育長(小園敦君) それでは、佐々木春男議員の1番、教員の働き方改革と待遇改善をの(1) 本市教員の状況についてお答えいたします。

初めに、①の本市教員の実態、勤務時間、健康状態、それをどう捉えているかについてであります。

秋田県教育委員会では、教職員の働き方を把握し、負担軽減と心身の健康保持、これをしていくために、2021年、「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」、これを示しております。また、「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、時間外在校等時間の上限を規則化しております。本市においても時間外在校等時間の上限を規則化し、県と同様に1か月以上の上限時間を45時間以内、1年では360時間以内、これを目標としております。併せて、昨年の6月からは勤怠管理システムを導入し、8月より本格実施しております。一人一人の出勤と退勤時刻の客観的な記録方式を取り入れることで、教職員の時間管理と時間意識の徹底を図ってきております。

そこで、令和4年度における月当たりの時間外在校等時間数45時間以内の教員の割合については、小学校では64%、中学校では69%でした。県調査による最新のデータ、これは令和3年度分となりますけれど、県の調査では、小学校全県で75%、中学校48%でありました。また、1年間の平均時間外在校等時間、これは1月当たり、小学校で37.7時間、中学校で34.2時間で、県調査では、小学校33.5時間、中学校48.4時間であります。

このように本市教員の就業時間は、県平均より小学校では約4時間多く、逆に中学校では約14時間少なくなっております。小学校が県平均よりも多い結果となってはいますけれど、令和3年度と比較すると7%、約3時間減少しており、こうした傾向を含め、概ね良好と捉えております。その一方で、月ごと、学校ごとの検証では、長時間労働となっている教員も1%から3%の割合で見受けられております。本市では、教育指導員や情報教育支援員を配置しているほか、各校に学校生活学習サポートも厚く配置させていただていることもですね、教員の多忙感、あるいは負担感の軽減につながっているものと考えております。

続いて、健康状態については、健康診断やストレスチェックを実施し、学校健康管理医に事後措置対応等を依頼しているほか、校長、教頭等の管理職が常に教員の様子を観察して教職員の心と体の健康面の維持確保に努めております。昨年度のストレスチェックにおける高ストレス者の割合は、全体の1割ほどでありました。その高ストレスとなっている要因には、対処困難な児童生徒への対応が小学校、中学校ともに挙げられているほか、小学校では保護者対応、そして中学校では部活動や人間関係が加えて挙げられております。部活動に関しましては、地域移行といった取り組みが協議、調整が進められておりまして、こうした動きも考え合わせ、引き続き教員の健康維持には配慮してまいります。

続きまして、②の時間外給与の支払い、定員の大幅増員の考えについてであります。

教員の給与に関しましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法というのがあります。これにおいて、教職員にはそのものの給料月額の100分の4に相当する額を基準として教職調整額を支払わなければならないと定められており、これに基づいて教職調整額が加算されております。また、時間外勤務手当についての規定も設けられており、教職員については時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないと規定されており、法律の規定によって時間外勤務は支給されない、制度上できないのが実情であります。このことについては、永岡文部科学大臣が教員の給与アップや長時間労働の抑制策などを検討するよう中央教育審議会に諮問し

ておりますので、今後の経過を注目してまいりたいと思います。

また、教員の定員につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められておりますので、大幅な増員とすることの実現性のハードルは高く、難しいと考えられます。そのため、市教育委員会では学校における業務改善の取り組みとして、これまでに学校給食の公会計への移行、学校事務の共同実施、学校運営協議会の設置、部活動支援員や情報支援員、学校サポートの配置等を行い、事務・業務の抑制と効率化を図ってきております。今後におきましても、秋田県の「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」を参照しながら、教職員の勤務時間を正確に把握し、外部人材の活用、保護者、地域住民への協力をお願いするなど、教職員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善にさらに努めてまいります。

訂正させていただきます。先ほど「平成3年」と申し上げたところですね、県のほうは「令和3年」でございました。大変失礼いたしました。以上でございます。 (該当箇所訂正済み)

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

### 【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、佐々木春男議員の一般質問、2番の(1)の④番について私の方からお答えをさせていただいて、あとの①、②、③については担当の部長からお答えをさせていただきます。

では④についてですが、これは国が健康保険証とマイナンバーカードを一体化する方針を示してから、保健団体や医師会から困惑する声が上がってきているようでありますが、資格確認書の交付の問題だけでなく、カードリーダーの配置や維持費用、災害時のシステム障害、柔道整復師あるいは指圧師等施設における資格確認など、様々な課題への対応が必要とされております。資格確認書の交付につきましては、交付手数料が有料から無料へと変更されるほか、本人からの申請だけでなく、保険者が必要と認めるときにも交付できるようになるようであります。国においては、来年秋頃の本格運用までに、このように様々な意見や要望を酌み取っていただき、国民に十分に理解いただけるよう丁寧な説明が必要だと思っております。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市民福祉部長。
- ●市民福祉部長兼市民課長(佐々木修君) それでは、私の方から①から③についてお答えさせていただきます。

初めに、①についてお答えいたします。人口 2 万3,490人に対しましてマイナンバーカード交付数は 1 万7,022人、交付率72.5%となっております。人口については令和 4 年 1 月 1 日時点、交付数は令和 5 年 4 月末日時点での交付率となっております。

次に、②の質問についてです。マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関のリストが厚生労働省より公表されております。令和5年5月21日現在の情報では、本市にある医療機関、医科、歯科、薬局、25医療機関のうち21医療機関での利用が可能となっております。

次に、③の質問についてです。自治体ごとの健康保険証情報の登録者数は公表されておりません。 しかし、厚生労働省では、令和5年2月19日現在の全国の登録数として4,864万4,589件、カード交付数に対する割合として62%と公表しております。以上です。

- ●議長(宮崎信一君) 佐々木春男議員。
- ●13番(佐々木春男君) 教員の働き方なんですが、在校時間45時間以内は全体の64%、小学校というふうなお話でしたが、この文部科学省の調査からいきますと、非常に少ないというか部類に、長時間やってないというふうな範囲に入るというふうになっております。そういうことで、教員に対する働き方は進んでいるといいますか、負担が少なくなっていると。まあ負担がないというわけではないんでしょうけれども、少ない方に進めているというふうに理解しました。

それから、給料はですね、先ほど説明もありましたけれども、残業には25%以上割り増しの賃金を支給するというふうな制度もあるようですが、これは世界の、経済的な側面から長時間労働を抑制するために設けられた世界のルールということのようであります。ところが先ほど説明ありましたように、残業代を支給せずに、そのかわり給与額の4%を新たに支給すると。何かの法律でこう今までやってきたということのようですし、本来であれば残業代を支払うべきだと思います。そういう点では、残業代を払うような方向に働きかけていくべきではないでしょうかというふうに考えます。その点についてどのようなお考えでしょうか。これは市長でも結構です。

それから、カードの件なんですが、これはカードを急ぐ、カードの取得を急がせるためにこのような混乱を検証しないまま法律でも決めてしまった。さらにその上、免許証とか何だかもくっつけてやると、そういうふうな乱暴な進め方が混乱を一層招いているということだと思います。

で、ここに堤未果さんという国際ジャーナリストの手記が新聞に載っていましたが、その中で、台湾の唐鳳というんですか、オードリー・タンデジタル発展部長は、堤さんが行政デジタル化成功の秘訣を聞くと、こう答えた。「最も使うのが困難な人に合わせ、明朗な設計をすればいい」と。今必要なのは世界に追いつけと焦ることではなく、ここで一度止まり、他国の失敗と成功を吟味しつつ、丁寧にシステムを作り直すことだ。便利なだけでなく、誰もが安心できる制度設計への誠意ある尽力は、幸せなデジタル大国を目指す国への信頼を高めるだろうと。結果よりその道のりが民主主義を成熟させる。スピードを落とすべきときを見誤ってはならないと、こういうふうに手記しております。このとおりだと思うんです。ぜひとも、私はこの保険証をこれを一回ストップして、しっかり検証してトラブルのないように、誤った情報を入力しないように、市の方からも市長からも下民を代表して働きかけるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) まず一つ目の方は、私ではなく教育長がお答えするのがふさわしいと思いますが、ご指名いただきましたのでお答えをさせていただきますが、残業代を支払うべきかどうかということについては、残業の内容にもよると思います。県外のですねある市でのお話、先生からお話を聞いたところですね、中学校なんですが、部活動が全て地域移行になってるということで切の関与はなくなったと、先生方は。そうすると平日では先生方部活動に行っても5時半でみんな全員がもうやめます、ストップですと。それ以降は地域の活動、指導者の人たちが地域移行の中で部活動を指導していると。で、土日の会議も一切ないということになれば、例えば部活動、中学校体育等で部活動ね、で中体連の活動に先生方が関与しなくてもいいような環境が生まれれば、その分の残業というのはなくなっていくのかなというふうに思います。今の方向性としては、どちらか

というと法律上残業代を支給するっていうのが私には到底できることではないのですが、地域としてできるとすれば、今言ったようにやはり働き方改革の中で、その先生方の負担感を和らげることが地域としてできることがあるとすれば、それは私たちにできることではないのかなと思います。 残業代そのものに私ども手をつけるのは難しいとすれば、そういうことなのかなというふうに思いますが、それも例えば中学校の部活動の地域移行についても、ある程度の大きい市の話です、それは。そうすると、それだけの指導者が例えばにかほ市規模で全部そろえられるのかと考えれば、それも難しいので、なかなか悩ましいところだなというふうには思いますが、ちょっと質問の趣旨と答弁が違う方向に流れましたけれども、私の考えとしてはそういう考え方を持っているというところであります。

二つ目の、確かにマイナンバーカードで健康保険証情報に今、誤登録等があるし、まあそれ以外においても今いろいろなところでシステム上のエラーが出てるというような――システム上でエラーになるのかちょっと分かりませんけども、が出ているということになればですね、やはりそのことについては慎重にやはり対応することは望ましいとは思いますが、いずれいろいろな制度が移行するときには移行期、過渡期というのがあって、必ずしもすんなりといくものではないなというふうには思いますが、まあマイナンバーカードのように個人情報が密に入っているものについては、それが許されるということではないと思いますので、議員のおっしゃることについて何らかの形でお話しする機会があれば――市長会等ですね、もし機会があればそれをテーマとして提出することもひとつ考えられることだと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。
- ●教育長(小園敦君) それでは、私からも昨日に引き続きまして思いも含めてお話しさせていただきたいと思います。

この議員からのご質問を受けたときに私が一番感じたことはですね、その時間という概念、これが増えることによる負担、時間の概念の負担です。それから質、中身です。これの負担。要するに量と質両面で教員にどんな負担があるのかと。その一つが今の長時間の問題です。で、私も長年の経験で、なぜ教員になったかといいますと、子どもの笑顔が見たい、そして自分が高校のときにお世話になった小学校、中学校の先生方から学んだことを生かして子どもたちに伝えていきたいというその一念で教員になりました。ですから先生方の本分は、一人一人目の前の生徒にどのくらい時間を費やせるか、対面でアイコンタクトしてどう指導するか、そして逆に子どもたちから学べるか、これに尽きます。しかしながら、コロナ禍、それから情報化社会、いろんなスキルを学ばなきゃいけないという状況、あるいはコロナ対策で安全対策に時間を追われ疲弊していくという事態の中で、やはりできることはないかと。先ほど市長がお話しましたけれど、賃金改正、法律がございますので、そこではなく、いかに、いかに多忙感、多忙感を和らげるか。「か」でありません。数値じゃなくて気持ちです。

そのためにやるべきことは何かと。一つ、管理職が先生方にアイコンタクトをして声かけをする。 そして不安感や悩みを聞く。もちろん管理者同士でなくてもいいんです。先輩教員が若手、そして 悩みも聞く。アドバイスをする。時間を軽減するには情報化システムを導入する。先ほど申し上げ ましたように、まず自分が何時に来て時間に出たかの時間を自分でしっかりと認識し、自分の中で 例えばデータ処理であるとかコンピューターを導入した方がいいものであったら使う。そしてその 時間を生徒に向けるようにすると。これがやはりこの話の肝だと私は思っています。

労働ということはやはり大事ですので、教員も労働者であることに変わりはないと思いますが、 教育公務員という立場にありますから、もちろん時間短くしてライフ・ワーク・バランスを考えた 教員自身が自分で自分の生き方を考えて、心に余裕をもって安らぎをもって、その余裕でさらに目 の前の生徒にあたるということは大事です。そういうことを担保できるような状況にするための工 夫改善が県の指針、あるいは計画に書かれておりますので、そこを参考にしつつ、にかほ市の現状 を考えながら、各校の事情、どこが多いのか、どこが大変なのか、そこは校長先生と話をしながら、 管理職と対話をしながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

●議長(宮崎信一君) これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

午前11時45分 散 会